

ホテル春日部エミナースに対する奨励措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、国の年金福祉施設等の整理合理化に伴い譲渡された旧国民年金総合健康センター春日部エミナースが、これまで市民の健康の増進及び福利厚生の向上に寄与してきたことにかんがみ、その役割を継承したホテル春日部エミナース（以下「エミナース」という。）に対して奨励措置を講ずることにより、施設の安定的な運営を促進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とする。

(奨励措置)

第2条 市長は、エミナースを所有する者（以下「エミナースの所有者」という。）からあらかじめ提出された計画書により、エミナースが前条の目的を達成するため必要な措置を講ずる見込みがあると認めるときは、エミナースの所有者に対し奨励金を交付することができる。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、次の各号に掲げる年度に納付すべきエミナースに係る固定資産税に相当する額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に

1、000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(1) 平成23年度 10分の10

(2) 平成24年度 10分の9

(3) 平成25年度 10分の8

2 前項各号に掲げる年度に賦課した固定資産税を当該年度内に完納しないときは、当該年度の奨励金は交付しない。

(計画書の変更の届出)

第4条 エミナースの所有者は、第2条の計画書の内容に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(交付申請)

第5条 エミナースの所有者は、第3条第1項の奨励金の交付を受けようとするときは、市長に申請書を提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合においては、その内容を審査し、適当と認められるときは、エミナースの所有者に対して、交付決定をするものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、エミナースの所有者が虚偽その他不正な手段により奨励金の交付決定を受けたと認められるときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定が取り消された場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を付して既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、交付決定の取消しに係る奨励金の返還については、第7条から第9条までの規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。